

議案第115号

つくば市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

上記の議案を次のとおり提出する。

令和8年2月13日

つくば市長 五十嵐立青

つくば市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

つくば市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和7年つくば市条例第59号）の一部を次のように改正する。

目次中「第4条」を「第5条」に、「第5条」を「第6条」に改める。

第2条第3号中「係る利用定員」の次に「（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第27条第1項又は第29条第1項の確認において定める利用定員をいう。）」を加える。

第2章の章名及び同章第1節の節名を削る。

第5条の次に次の章名及び節名を付する。

第2章 乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準

第1節 通則

第9条の見出しを「（乳児等通園支援事業所の職員の一般的要件）」に改め、同条

中「乳児等通園支援事業者」を「乳児等通園支援事業所」に改める。

第10条の見出し及び同条第1項並びに第13条中「乳児等通園支援事業者」を「乳児等通園支援事業所」に改める。

第16条第6号中「乳児及び幼児の区分ごとの」を削り、同条第7号中「並びに」を「その他の」に改める。

第18条第1項中「乳児等通園支援事業者」を「乳児等通園支援事業所」に改める。

第27条中「その職員」を「その乳児等通園支援事業所の職員」に改める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(提案理由)

乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準の改正に伴い、当該改正に準拠した内容に改めるため、この条例案を提出するものである。

つくば市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和7年つくば市条例第59号）新旧対照表

改正後	改正前
目次	目次
第1章 総則（第1条— <u>第5条</u> ）	第1章 総則（第1条— <u>第4条</u> ）
第2章 乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準	第2章 乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準
第1節 通則（ <u>第6条</u> —第19条）	第1節 通則（ <u>第5条</u> —第19条）
第2節—第4節 (略)	第2節—第4節 (略)
第3章 (略)	第3章 (略)
附則 (略)	附則 (略)
第1条 (略) (定義)	第1条 (略) (定義)
第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)・(2) (略) (3) 余裕活用型乳児等通園支援事業 保育所、認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園をいい、保育所であるものを除く。以下同じ。）又は家庭的保育事業等（法第24条第2項に規定する家庭的保育事業等をいい、居宅訪問型保育事業を除く。以下同じ。）を行う事業所において、当該施設又は事業を利用する児童の数（以下この号において「利用児童数」という。）がその施設又は事業に係る利用定員（ <u>子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）</u> 第27条第1項又は第29条第1項の確認において定める利用定員をいう。）の総数に満たない場合であって、当該利用定員の総数から当該利用児童数を除いた数以下の数の乳児又は幼児を対象として行う乳児等通園支援事業	第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)・(2) (略) (3) 余裕活用型乳児等通園支援事業 保育所、認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園をいい、保育所であるものを除く。以下同じ。）又は家庭的保育事業等（法第24条第2項に規定する家庭的保育事業等をいい、居宅訪問型保育事業を除く。以下同じ。）を行う事業所において、当該施設又は事業を利用する児童の数（以下この号において「利用児童数」という。）がその施設又は事業に係る利用定員_____の総数に満たない場合であって、当該利用定員の総数から当該利用児童数を除いた数以下の数の乳児又は幼児を対象として行う乳児等通園支援事業

をいう。

(4)・(5) (略)

第3条・第4条 (略)

第5条 (略)

第2章 乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準

第1節 通則

第6条—第8条 (略)

(乳児等通園支援事業所の職員の一般的要件)

第9条 乳児等通園支援事業所の職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実際にについて訓練を受けたものでなければならない。

(乳児等通園支援事業所の職員の知識及び技能の向上等)

第10条 乳児等通園支援事業所の職員は、常に自己研鑽に励み、法に定める事業の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。

2 (略)

第11条・第12条 (略)

(虐待等の禁止)

第13条 乳児等通園支援事業所の職員は、利用乳幼児に対し、法第33条の10第1項各号に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

第14条・第15条 (略)

をいう。

(4)・(5) (略)

第3条・第4条 (略)

第2章 乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準

第1節 通則

第5条 (略)

第6条—第8条 (略)

(乳児等通園支援事業者の職員の一般的条件)

第9条 乳児等通園支援事業者の職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実際にについて訓練を受けたものでなければならない。

(乳児等通園支援事業者の職員の知識及び技能の向上等)

第10条 乳児等通園支援事業者の職員は、常に自己研鑽に励み、法に定める事業の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。

2 (略)

第11条・第12条 (略)

(虐待等の禁止)

第13条 乳児等通園支援事業者の職員は、利用乳幼児に対し、法第33条の10第1項各号に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

第14条・第15条 (略)

(乳児等通園支援事業所内部の規程)	(乳児等通園支援事業所内部の規程)
第16条 乳児等通園支援事業者は、乳児等通園支援事業所ごとに、次に掲げる乳児等通園支援事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならぬ。	第16条 乳児等通園支援事業者は、乳児等通園支援事業所ごとに、次に掲げる乳児等通園支援事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならぬ。
(1)ー(5) (略)	(1)ー(5) (略)
(6) <u>利用定員</u>	(6) <u>乳児及び幼児の区分ごとの利用定員</u>
(7) 乳児等通園支援事業の利用の開始及び終了に関する事項 <u>その他の</u> 乳児等通園支援事業の利用に当たっての留意事項	(7) 乳児等通園支援事業の利用の開始及び終了に関する事項 <u>並びに</u> 乳児等通園支援事業の利用に当たっての留意事項
(8)ー(11) (略)	(8)ー(11) (略)
第17条 (略)	第17条 (略)
(秘密保持等)	(秘密保持等)
第18条 <u>乳児等通園支援事業所</u> の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らしてはならない。	第18条 <u>乳児等通園支援事業者</u> の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らしてはならない。
2 (略)	2 (略)
第19条ー第26条 (略)	第19条ー第26条 (略)
(電磁的記録)	(電磁的記録)
第27条 乳児等通園支援事業者及び <u>その乳児等通園支援事業所の職員</u> は、記録、作成その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる	第27条 乳児等通園支援事業者及び <u>その職員</u> は、記録、作成その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる
附則 (略)	附則 (略)

議案第 115 号

つくば市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について の説明資料

つくば市こども部幼児保育課

○ 制定・改廃の経緯及び内容

当該条例の基準となる内閣府令「乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準」について、関連する内閣府令「特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準」の制定に伴い、改正が行われたことから、当該改正箇所の条項を引用している条文があるため、改正を行うとともに所要の改正を行うもの

○ 他自治体の状況等

各自治体 3 月議会での改正を予定

○ 上位計画又は関連計画等

第 3 期つくば市子ども・子育て支援プラン

○ 根拠法令及び関係法令等

- ・乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準（令和 7 年内閣府令第 1 号）の一部を改正する内閣府令（令和 7 年 11 月 14 日公布、令和 8 年 4 月 1 日施行）
- ・特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準（令和 7 年内閣府令第 95 号）（令和 7 年 11 月 14 日公布、令和 8 年 4 月 1 日施行）

○ 条例の施行により予測される影響及び効果（算出できるものはコストを含む）

法令改正の内容に沿った条例改正を行うことで、適切な事務執行に資する。